

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

第 96 回会合議事録

1. 日時 平成23年10月30日（金） 14：00～14：33

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

宇理須専門委員、鎌田専門委員、橘田専門委員、児玉専門委員、澤田専門委員

手島専門委員、中島専門委員、飯専門委員、和久井専門委員

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、長尾委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、坂本評価課長、前田評価調整官、北村課長補佐、
三木係員、種池技術参与

5. 配布資料

資料 専門委員職務関係資料

6. 議事内容

○前田評価調整官 では、定刻となりましたので、ただいまから第 96 回遺伝子組換え食品等専門調査会を開催いたします。

事務局、評価課の前田と申します。座長が選出されるまでの間、暫時、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

このたび、10 月 1 日付けをもちまして、多くの専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は遺伝子組換え食品等専門調査会の改選後の最初の会合に当たりますので、まず初めに小泉食品安全委員会委員長よりごあいさつをさせていただきます。

○小泉委員長 すみませんが、座ってごあいさついたします。

この度は本務がお忙しい中、食品安全委員会の専門委員をお受けいただきまして、誠にありがとうございました。所属する専門調査会は委員長が指名することになっておりますので、先生方には遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員としてお願ひすることといたしました。

恐らく、1期目の先生は宇理須先生で、以前もしていただいたことがありますので、同じことの繰り返しになりますが、遺伝子組換え食品等専門調査会はこれまで150件近く御審議を行ってくださいました。最近では、害虫抵抗性や除草剤耐性等の形質に関するものに加えて、特定の栄養成分の含量を高めるなどの植物の代謝系が改変されたものの評価要請が増えつつあります。今後も日進月歩の遺伝子組換え技術により新たな形質を有するものが開発され、評価要請されることが予想されます。先生方には優れた最先端の御見識を活かしていただけだと信じ、非常に心強く思っております。

昨今、食品安全に関しては内外ともに強い関心が寄せられ、その活動も注視されているところでございます。この仕事は食品の安全を確保する最も根源的なところを担う、重要で意義深い仕事と思っております。本務がお忙しい中、御負担をおかけいたしますが、適切で迅速なリスク評価を行っていただきますようお願い申し上げます。

専門調査会の役割、使命等につきましては後ほど事務局から御説明いたしますが、僭越ながら私から3つほどお願ひがございます。1つは、長年、食品安全委員会に御協力くださっている先生方は十分御理解いただいていると存じますが、この食品安全委員会はリスク評価を行う機関であり、リスク管理とは明確に区別すべきことは法律にも明記されております。したがいまして、中立公正な立場から科学的にリスク評価をしていただきたいと思います。

2つ目は、科学的に丁寧なリスク評価をしていただくことは非常に重要ですが、リスク評価は今ある科学的知見から総合的に判断して先生方の合意の結論を導くことと思っております。したがいまして、科学者といえども考え方はそれ異なるところもあると思いますが、総合的評価という観点から専門調査会の合意結果を作成していただければと存じます。

3つ目は、食品安全委員会の専門調査会は原則公開となっております。この専門調査会は非常に非公開が多うございますけれども、恐らく本務がお忙しい中、丁寧にデータ等に立ち返って検討していただいていると感謝しております。その検討結果をぜひ専門調査会の席で御発言いただければと存じます。そうすることで傍聴の方々にも先生方の科学的議論が聞けますし、また情報共有もでき、理解も深まると思っております。私、出席させていただいていて、ここの遺伝子組換え食品等専門調査会の委員の先生方は非常に活発に御議論いただいていると感じております。

以上、お願ひばかり申し上げましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、先生方が今何期目かを知らせてほしいという他の専門調査会の委員からの御希

望がございましたので、読み上げさせていただきます。五十君先生は 5 期目でございます。宇理須先生は、1 期休んだ後の 1 期目でございます。鎌田先生は 3 期目、橘田先生は 4 期目、児玉先生は 2 期目、澤田先生は 5 期目、澁谷先生は 5 期目、手島先生は 5 期目、中島先生は 2 期目、飯先生は 3 期目、和久井先生は 3 期目ということになっております。私が懸念するのは、5 期目の先生方が結構おられますので、次回、2 年後をちょっと心配しております。

色々申し上げましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 ありがとうございました。

それでは、議事次第に基づき配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿、それから資料といたしまして、専門委員職務関係資料となってございます。なお、これら以外の遺伝子組換え食品等専門調査会参考資料につきましては、委員の皆様の机の上に置かせていただいてございます。配布資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、専門委員の紹介についてでございます。先ほども委員長から紹介がございましたが、今回、遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員に御就任いただいた方を私からお名前の五十音順に御紹介をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、新たに就任されました方におかれましては、抱負を含めまして簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。

お一人目が、本日御欠席ですけれども、五十君靜信専門委員でございます。

そして、新たにというか、また再びお戻りいただきました宇理須厚雄専門委員でございます。

○宇理須専門委員 藤田保健衛生の宇理須です。よろしくお願ひします。この入り口に入るまでは浦島太郎のような気持ちでいたんですけども、この部屋で今、皆さんの顔、余り変わっておられません。ちょっと安心しました。どうぞよろしくお願ひします。

○前田評価調整官 ありがとうございました。続きまして、鎌田博専門委員でございます。

○鎌田専門委員 筑波大学の鎌田でございます。よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、橘田和美専門委員でございます。

○橘田専門委員 食品総合研究所の橘田でございます。よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、児玉浩明専門委員でございます。

○児玉専門委員 千葉大学の児玉です。よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、澤田純一専門委員でございます。

○澤田専門委員 医薬品機構の澤田と申します。よろしくお願ひします。

○前田評価調整官 そして、本日は御欠席でございますが、澁谷直人専門委員でございます。

続きまして、手島玲子専門委員でございます。

○手島専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の手島でございます。よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、中島春紫専門委員でございます。

○中島専門委員 明治大学、中島でございます。よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、飯哲夫専門委員でございます。

○飯専門委員 農業生物資源研究所の飯です。よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 続きまして、和久井信専門委員でございます。

○和久井専門委員 和久井でございます。

○前田評価調整官 ありがとうございました。

また、本日は、食品安全委員会から冒頭でごあいさついただきました小泉委員長、そしてこの遺伝子組換え食品等専門調査会の主担当でございます長尾委員、そして廣瀬委員、村田委員にも御出席をいただきてございます。

続きまして、事務局の紹介でございますが、食品安全委員会事務局の栗本事務局長でございます。

○栗本事務局長 よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 中島事務局次長でございます。

○中島事務局次長 よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 坂本評価課長でございます。

○坂本評価課長 よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 北村課長補佐でございます。

○北村課長補佐 よろしくお願ひします。

○前田評価調整官 三木係員でございます。

○三木係員 よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 種池技術参与でございます。

○種池技術参与 よろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 そして、私が評価調整官をしております前田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に専門調査会の運営等についてでございますが、お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

食品安全基本法から始まりまして、専門委員の職務に関する内容が書かれてございますので、時間が限られていることもございますので、ごく簡単に説明をさせていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、1ページ目の食品安全基本法についてでございます。

こちらの第1条にその目的が記載されてございますが、この5行目に記載されてございますが、この基本法の目的としましては、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に

推進すること、それを目的としてございます。

そして、2番目に、先ほど委員長のあいさつにもございましたが、リスク分析手法の導入ということで、第11条に食品健康影響評価の実施という規定がございます。そして、この食品の安全に係る施策の策定に当たりましては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価、これが食品健康影響評価の定義でございますが、それが施策ごとに行われなければならないというリスク評価についての規定がございます。

そして、2ページの枠内の3番でございますが、食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない、というふうな規定が3項で規定されてございます。

そして、3ページの第12条のところでございますが、こちらがリスク管理に対応する規定でございまして、食品の安全性の確保に関する施策を策定するに当たりましては、4行目でございますけれども、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない、というふうな規定がされているところでございます。

続きまして、4ページ目の第23条でございます。食品安全委員会の所掌事務としまして第1号から第7号までございますが、主に先生方にはこの第2号の、次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うことという、評価業務というものが主なものでございますが、5ページの解説の2行目にございますが、食品健康影響評価の実施以外にも、その評価結果に基づいた行政的対応の確保、③としましてリスクコミュニケーションの推進、④としまして食品安全行政全般についての意見具申、そういった4点がこの委員会の所掌事務と主な内容となっているところでございます。

続きまして、専門委員に関する条文でございますが、8ページでございます。ここ以下の5番の専門委員のところでございますが、36条に、委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができると。そして、専門委員は、学識経験のある者たちから、内閣総理大臣が任命し、非常勤とすると規定されているところでございます。

そして、10ページ目がリスク分析の考え方、リスク評価とリスク管理を分けた絵でございます。

それから、12ページが専門調査会の調査審議についてということでございまして、この第1の食品健康影響評価に関する調査審議の手順ということで、厚生労働省ですとか農林水産省といいましたリスク管理機関から諮問を受けた場合は、食品安全委員会がその内容について説明を受けて、専門調査会に対し、専門の事項に関しての調査審議を依頼すると。そして、食品安全委員会が自らその食品健康影響評価が必要と、いわゆる「自ら評価」の場合につきましても、同様に審議を行って専門調査会に対して調査審議を依頼するというふうな手順となってございます。そして、専門調査会が調査審議を行い、評価書案をまとめて、3番にございます、国民からの意見・情報の募集というものを原則30日間

行うこととなってございます。そして、その後に、専門調査会からの報告を受けて、評価結果を決定し、関係するリスク管理機関に通知をするというふうな手順となってござります。

そして、第 2 の組織及び運営の一般原則についてでございます。13 ページにございますが、①のとおり、専門委員は委員長が指名すること、そして専門調査会に座長を置き、専門委員の互選により選任すること、座長が会議の議長となること、あらかじめ座長代理を指名すること等が決められてございます。

そして、第 3 としまして、調査審議に当たって特に留意すべき事項としまして、利害関係者の除斥ということで、この審議の公平さに疑念を生じさせるような特別な利害関係を有する専門委員につきましては、専門調査会の判断により調査審議から除斥されるというふうな規定があるところでございます。

そして、調査審議の公開についてでございますが、この調査審議につきましては、原則として会議、議事録、提出資料等も公開でございますが、個人の秘密ですか企業の知的財産等が開示されて特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合、そういう場合は非公開ということでございます。

そして、14 ページ目でございますが、こちらが個別品目の審議手順ということでございまして、リスク管理機関から食品安全委員会が意見を聴取して、そして本委員会において専門調査会での検討を依頼し、専門調査会で審議を何度か行っていただいた後に、評価書（案）を作成していただくと。そして、国民からの意見・情報の募集を 30 日行った上で、必要に応じて専門調査会で評価書（案）を修正し、本委員会で報告した後に評価結果を決定して、リスク管理機関に通知をするという流れとなっているところでございます。

15 ページ目が運営規程でございまして、第 2 条の専門調査会の設置等のところにおきまして、先ほど申し上げました、専門委員は委員長が指名すること、そして座長は専門委員の互選により選任すること、そして第 5 項に座長代理についての規定がこの委員会決定ということでされているところでございます。

そして、この委員会決定の別表の 17 に専門調査会のリストがございまして、現在 12 の専門調査会が設置されているところでございますが、遺伝子組換え食品等専門調査会につきましては、18 ページの一番上でございますが、所掌事務としまして、遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することが所掌事務とされているところでございます。

そして、19 ページでございますが、先ほどの利害関係者の点についての食品安全委員会決定でございます。組換え DNA 技術応用食品等の申請者からの依頼等により申請資料等の作成に協力した人、これが、申請資料等作成者が委員又は専門委員が含まれている場合につきましては、1 の (1) に書いてございますが、その審議を開始する際にその氏名を報告するということが決定されてございます。そして、申請資料等作成者は調査審議の会場から退室するというふうな規定となってございますが、ただし書きがございまして、

委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会若しくは専門調査会が認めた場合に限り、出席し、意見を述べることができるというふうな規定がされているところでございます。

そして、2番目につきましては、こちらは利用資料作成者といいまして、組換えDNA技術応用食品等の審査申請者からの依頼等によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものの作成に協力した者ということで、少し間接的な形で協力された方、そういった方を利用資料作成者というふうにここで定義づけておりますが、その方についても調査審議の開始の際に氏名を報告して、そして基本的には発言することはできないということが規定にございますが、こちらもただし書きがございまして、その発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、意見を述べることができるという規定がされているところでございます。

それから、20ページ目でございますが、「食品安全委員会の公開について」という平成15年の食品安全委員会決定でございます。開催日時、場所は公開と。そして、会議の公開については、原則公開ですが、先ほどのプライバシーの問題とか企業の知的財産の関係の案件につきましては非公開ということでございます。議事録についても公開ということでございますが、例外規定がございます。それから、4番目の諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開ということでございますが、こちらもただし書きの規定がございます。

そして、21ページ目でございます。3番の専門調査会の調査審議以外の業務についてということでございまして、基本的にはこの評価に携わっていただくことが専門委員の先生方の主な業務でございますが、そのほかにも1番のリスクコミュニケーションという意見交換会ですとか、22ページにございます食品安全モニターミーティング、これは全国に470名の方が食品安全モニターという形でお願いしているところでございますが、そういった方々への会議に御出席いただくということをお願いすることがございます。

そして、23ページが国際会合への出席ということでございまして、こちらも食品の安全性の確保に関する国際会合に御出席いただきまして、海外のリスク評価機関との連携ですか食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実等に御協力をいただいてございます。また、国際リスク評価機関におきましては、会合メンバー候補として専門家名簿に登録する専門家を定期的に募集してございますので、募集案内があった場合には、対応する専門調査会の専門委員に周知をしているところでございます。

そして、24ページでございますが、3番の調査・研究企画調整会議ということで、食品安全委員会の持っております研究費でございます食品健康影響評価技術研究、そして調査事業としまして食品安全確保総合調査という2つの事業がございますが、そういった研究や調査を効率的に進めるために、中期的な計画案の策定ですか実施する課題の調整に御協力をいただいているケースがございます。また御協力ををお願いすることができますので、よろしくお願いいたします。

それから、4番目でございますが、これは国会から呼ばれるということで、食品安全委員会からのお願いではございませんが、国会への参考人招致ということで、専門委員に参考人又は政府参考人として出頭を求めて、その意見又は説明を聞くことがあるということでございます。平成17年度に7回程あっただけでございますが、それ以降は特にない状況でございます。

それから、5番の評価書等の英文翻訳についてでございます。当委員会におきましては、食品健康影響評価の結果等を英訳しましてホームページに掲載し、海外への情報提供を行ってございます。その際に、現在の方針といたしましては、1つ目のポツにございますが、評価書の要約と食品健康影響評価の部分を英訳して、ホームページに掲載することとしてございます。そして、その訳の主体ですが、事務局がその英訳の確認・修正を行いまして、「Tentative translation」というふうに付記して、仮訳であることを明示した上でホームページに掲載することといたしてございます。

ただ、26ページの一番上にございますが、評価のガイドライン、評価の指針等でございますが、そちらにつきましては、ホームページに掲載する前に関係する専門委員に相談いたしまして、「Tentative translation」等を付記した上でホームページに掲載することといたしてございます。また、専門委員の先生方から事務局が翻訳しているという内容につきまして御指摘がございましたら、また随時ホームページを更新していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、27ページの「自ら評価」、ファクトシート等に関する作業の進め方ということでございますが、1番の3行目にございますとおり、Q&Aとかファクトシートですか、そういうた食品安全に関する国民への情報提供を食品安全委員会としては積極的に進めているところでございます。

そしてまた、自ら食品安全委員会が必要と認めた課題につきまして、「自ら評価」というものを行ってございます。27ページの2の(1)にございますが、案件の募集段階におきましては、インターネットによる募集等を通じまして国民の方々からの情報・意見等をもとに、企画等専門調査会で審議いたします。そして、その案件を絞り込む段階で、28ページの(2)にございますが、この2段落目の2行目にございますけれども、必要に応じて関連する専門調査会又は当該専門委員に対し、企画等専門調査会の審議結果を報告又は送付し、科学的立場からコメントを依頼することがございますので、その際はよろしくお願ひいたします。

それからまた、(3)のファクトシートでございます。こちらにつきましても、評価書程の内容が充実したものではないんですが、現在認められている科学的な知見を集めたものをファクトシートとして公開をして、情報提供しているケースがございますが、この作成作業は、2行目からにございますとおり、基本的に事務局が行うということでございます。けれども、科学的知見ですとかデータの信頼性等につきまして専門委員から助言を受けまして、最終的に関連する専門調査会におきまして確認をしていただくということがご

ざいます。具体的には、その記載事項の事実関係に誤りがないかどうかの確認をお願いする方がございますので、その際はよろしくお願ひいたします。

そして、続きまして 31 ページでございますが、緊急時対応において専門委員に期待される役割ということでございます。主な緊急時対応としましては、2 番の（1）にございますが、平時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供ということでございまして、常日ごろから専門委員から独自に収集された情報等について情報を提供していただければというふうに 1 点目は考えたところでございます。

そして、（2）でございますが、定例の委員会会合以外に緊急時に臨時に委員会会合を開催するというふうな場合につきましては、専門委員等の出席を求めて専門的見解を示していただくこともありますので、その際はよろしくお願ひいたします。

続きまして、32 ページでございますが、専門調査会の緊急的な開催をお願いするということをございますので、そういった際にはまたよろしくお願ひできればと思います。

それから、あとでございますが、専門委員の服務ということで 34 ページからでございます。こちらにつきましても、皆様は内閣総理大臣が任命する非常勤の職員ということで、第 2 段落にございますが、国家公務員法の規定が適用されるところでございます。具体的には、1 番の服務の根本基準といたしまして、2 段落目にございますが、専門委員は、国民全体の奉仕者であるということでございます。

そして、2 番目の法令及び上司に従う義務といたしまして、3 行目にございますが、食品安全委員会委員長の、専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられているところでございます。

そして、国家公務員ということですので、3 番の争議行為等の禁止、それから 35 ページの一番上にございます信用失墜行為の禁止等の規定がなされているところでございます。

それから、5 番の守秘義務の関係でございますが、専門調査会における審議の前に情報が外部に漏れることですか、あとは審議結果の決定後でも、他の国とか国際機関に関する非公開情報といったような情報で、また調査審議に際して得た個人情報ですか知的財産に係る情報、こういった情報を漏らすことで個人や法人の利益を損なう場合がございますので、専門委員には守秘義務が課されているところでございます。また、この守秘義務は専門委員をお辞めになられた後も課せられるということでございます。

それから、6 番の職務に専念する義務でございますが、専門調査会の開催時間、各種の打ち合わせの時間等、所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきという規定がされているところでございます。

そして、7 番の服務に関する規定に違反した場合の処分の規定もあるところでございます。

それから、下の括弧書きでございますが、よくマスコミ等から非常に関心の高い食品安全に関する事項につきまして、専門委員としての立場からではなくて一専門家として個人的見解を求められる可能性があるということでございますが、個人的見解を公表するとい

うことは、特に直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反したり、懲戒事由になったりすることはございませんけれども、その場合におきましても、食品安全委員会の見解であるという誤解を招かないように御留意いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、36ページが食品健康影響評価の技術研究ということで、3年以内の研究でございます。今動いている研究課題が37ページにございますが、20課題動いているところでございます。

そして、38ページ目が食品安全総合情報システムということで、食品安全委員会のホームページからさまざまな情報を検索できるようなシステムになっているところでございます。

そして、39ページが食品安全委員会の事務局組織図ということで、職員が58名、評価課が27名というふうな体制で現在進めているところでございます。

40ページからが食品安全基本法でございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

それから、48ページ目からが食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項という閣議決定ございまして、こちらはまた後ほどご覧いただければと思います。

以上、こちらの専門委員職務関係資料の説明を簡単にさせていただきましたが、何か御意見または御質問はございますでしょうか。

では、ないようでしたら、この内容を御了解の上、これから専門委員としての任期を全うしていただきまして、また評価にも御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、次に本専門調査会の座長の選出をお願いいたしたいと思います。座長の選出につきましては、食品安全委員会の専門調査会の運営規程第2条第3項によりまして、専門調査会の座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされてございます。いかがでございましょうか。

手島専門委員、お願ひします。

○手島専門委員 前回までの調査会でも座長をされておられました澤田先生を引き続き座長として推薦させていただきたいと思います。

○前田評価調整官 ありがとうございました。鎌田専門委員。

○鎌田専門委員 私も、ずっとこの分野に関わってきました澤田先生が、多分つくられたときから中身を全部御存じで、一番まとめ役としても適任だと思いますので、澤田先生をお願いできればと思います。

○前田評価調整官 他にございますか。

ただいま手島専門委員、鎌田専門委員から澤田専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。

ありがとうございました。それでは、御賛同をいただきましたので、座長に澤田専門委員が互選されました。

それでは、澤田専門委員、座長席にお移りいただきたいと思います。

それでは、澤田座長から一言ごあいさつをお願いいたします。

○澤田座長 御推薦どうもありがとうございました。微力とは存じますが、引き続きまして座長を仰せつかることになりました。私も 5 期目で、あと 2 年間務めさせて頂きたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

この専門調査会は大体月 1 のペースで開催されておりまして、専門委員の先生方にも少なからぬ御負担をお願いしております。さらに加えまして、先ほどお話ありましたように、新しいタイプの遺伝子組換え食品や添加物が次々申請されてくるものと予想しております。安全性評価の点からしっかりとそれらに対応できるように努めてまいりたいと思っておりますが、それに際しまして専門委員の先生方のお知恵をかりることが非常に多いかと思われますので、今後とも御協力のほどをよろしくお願ひいたします。

○前田評価調整官 ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事の進行を澤田座長にお願いいたします。

○澤田座長 それでは、議事の進行を引き継がせていただきますが、その前に私の方から御提案をさせていただきたいと思います。まず、食品安全委員会専門調査会運営規程第 2 条第 5 項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとあります。したがいまして、私から座長代理として鎌田専門委員にお務め願いたく、御指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、鎌田先生、一言ごあいさつがあれば、よろしくお願ひします。

○鎌田専門委員 座長代理といつても、実際、座長が多分お元気でいらっしゃるので代理の出番はないと思いますけれども、もちろん何かあったときには対応したいと思いますので、どうぞ何卒よろしくお願ひいたします。

○澤田座長 ありがとうございました。

それでは、以上で第 96 回遺伝子組換え食品等専門調査会を終了したいと思います。

それでは、2 時 45 分から非公開で第 97 回遺伝子組換え食品等専門調査会を開催いたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。